

第二号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「減災」を「事前防災及び減災」に、「被災後の」を「県民生活及び県民経済を守り、並びに被災後の」に、「復興」を「復興を図ること」に改める。

第五十三条を次のように改める。

（建築物等の耐震診断等の促進）

第五十三条 県は、建築物の地震による倒壊等から県民の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するためには建築物の耐震診断及び耐震改修その他の措置が講じられることが特に重要であることに鑑み、市町村と連携して、その促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修が円滑に行われるよう、耐震診断及び耐震改修の業務を行う者の育成及び確保を図るものとする。

3 県は、地震が発生した場合の家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害から県民の安全を確保するため、市町村と連携して、家具等の転倒を防止するための対策の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

震災から県民の生命及び財産を守るためには建築物の耐震性及び安全性の確保が重要であることに鑑み、建築物の耐震診断及び耐震改修その他の対策の一層の促進を図り、もって震災に強い社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。